他方、毎年11月の基本指針の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

2　平成27／28年の備蓄運営

平成27年産米の備蓄米としての買入契約数量は25万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（６月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、17～25万トンの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた平成27／28年の備蓄運営は、表４のとおりです。

表４　平成27／28年の備蓄運営

（単位：万トン）

平成27年６月末備蓄量	A	91
平成27年産米買入契約数量	B	25
平成27／28年非主食用販売量	C	17～25
平成28年６月末備蓄量	D＝A＋B－C	91～99

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1　平成26会計年度の輸入状況

平成26会計年度においては、平成26年３月の基本指針第４に基づき、77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行い、その結果、全量（ＳＢＳは１万トン）を買い付けました。

2　平成27会計年度の輸入方針

平成27会計年度の輸入予定数量については、平成27年３月の基本指針に基づき、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

ＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

第５　平成28年産米における都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）及び自主的取組参考値に関する事項

平成28年産米における都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値は、平成26年11月の基本指針に基づき、平成27年産米における都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値のシェアを固定し、第２の３の⑵で設定した平成28年産米における全国の生産数量目標及び自主的取組参考値を当該シェアで按分することにより設定します。

（参考）平成29年産米における都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値

平成29年産米における都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値についても、平成28年産米と同様、平成27年産米における都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値のシェアを固定し、平成29年産米における全国の生産数量目標及び自主的取組参考値を当該シェアで按分することにより設定することを基本とします。

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１３号

北海道小樽市花園４丁目７番８号　シンゴ78　101号室、前住所埼玉県坂戸市関間１丁目12番14号　戸口ビル301号室

債務者　鈴木　　学

1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１０５号

北海道苫小牧市大成町１丁目10番１―1205号

債務者　梅村　増実

1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２０号

宮城県気仙沼市松川212番地４

債務者　小山　　綾

1　決定年月日時　平成27年12月２日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第２３７号

埼玉県深谷市小前田2556番地11

債務者　金子二三男

1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２３８号

埼玉県深谷市小前田2556番地11

債務者　金子　一ヱ

1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２４８号

埼玉県熊谷市樋春2069番地65、旧住所埼玉県熊谷市小江川2201番地17

債務者　吉野　京二

1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６７２号

千葉県市川市田尻４丁目９番16―252号　（西船橋永谷マンション）

債務者　石島　涼子

1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９５７号

千葉県市川市北方２丁目５番９号

債務者　小熊てる子

1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係